

## 和解契約書

弁護士小倉秀夫（以下、「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）  
とは、乙が甲について東京弁護士会に懲戒申立てをした件について、下記のとおり和解した。

- 1 乙は、甲についての懲戒申立てを、本契約成立の日から1週間以内に取り下げる。
- 2 乙は、甲について刑事告訴または刑事告発をしている場合には、本契約成立の日から1週間以内にこれを取り下げる。
- 3 乙は甲に対し、甲についての懲戒申立てを不当かつ違法なものと認める。
- 4 乙は甲に対し、和解金として金10万円を、本契約成立の日から1週間以内に、下記銀行口座に送金して支払う。

記

みずほ銀行 町村会館出張所

普通 2945268

弁護士小倉秀夫預り金口座 小倉秀夫

- 5 乙は、自己が関与した事件についての自己または相手方代理人としての行為または言動に問題があったことを理由とする場合を除き、弁護士に対する懲戒申立てをしないことを約束する。
- 6 甲は、平成30年6月30日までに本書面が甲に到達し、かつ、乙が上記1～5の義務を遵守する限りにおいて、乙に対し、上記懲戒申立てに関して民事訴訟を提起しないことを約束する。

平成30年 月 日

甲 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町9階  
東京平河法律事務所

弁 護 士 小 倉 秀 夫

(住所)

乙 \_\_\_\_\_

(氏名)

印

押印省略